

COTTON USA ライセンス契約ガイドライン  
(2016年8月制定)

米国以外で販売の場合

米国以外で販売される商品に COTTON USA マークを添付する場合は、その製品（衣料品、家庭用繊維製品、不織布製品）は 50%超<sup>※1</sup> のアメリカ綿を含んでいること。




米国内で販売の場合

米国内で販売される商品に COTTON USA マークを添付する場合は、その製品は 50%超<sup>※1</sup> の綿を含み、且つその内アメリカ綿が 100%であること。

両方で販売の場合

米国内および米国外で販売される場合は、米国内の場合の基準が適用される。

※1 50%超とは、50%より多いという意味で、50%は含まれない。

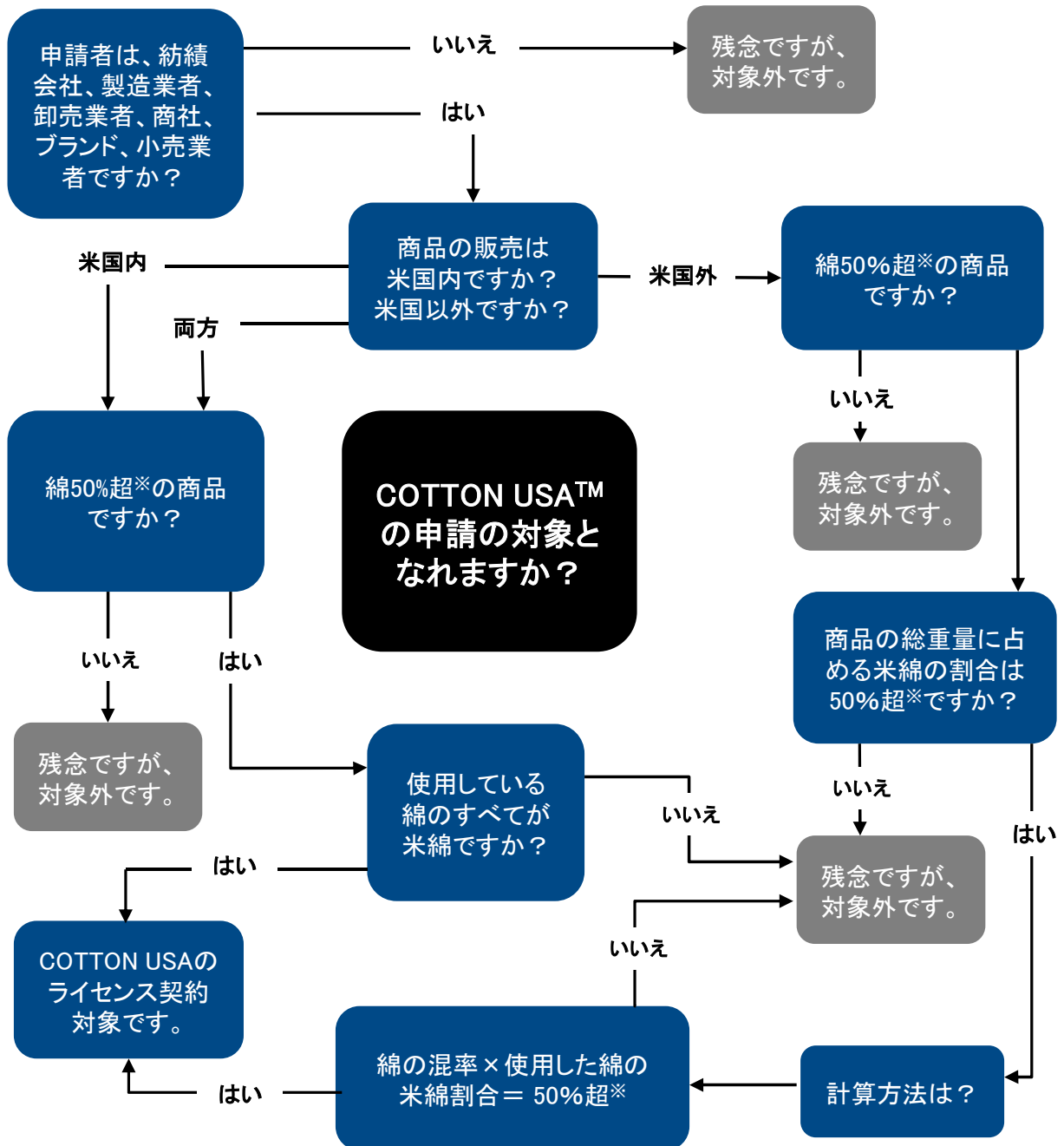
例	混率	認定の可否	
		米国以外	米国内
1) 米綿 100%の製品 (1×1=米綿 100%)			
2) 綿 51%、化繊 49%の製品で、 綿は、米綿 100% (0.51×1=米綿 51%)			
3) 綿 100%の製品で、 綿の内訳：米綿 55%、他国綿 45% (1×0.55=米綿 55%)			
4) 綿 60%、化繊 40%の製品で、 綿の内訳：米綿 85%、他国綿 15% (0.6×0.85=米綿 51%)			
5) 綿 80%、化繊 20%の製品で、 綿の内訳：米綿 60%、他国綿 40% (0.8×0.6=米綿 48%)			
6) 綿 50%、化繊 50%の製品で、 綿は、米綿 100% <sup>※2</sup> (0.5×1=米綿 50%)			

※2 混紡の衣料品ではより高い関税率の品目が適用されるので、綿 50%、化繊 50%の製品の場合、関税などに係る統計品目は「化繊」に分類される。綿の衣料品に分類されるためには、その製品が綿 50%超でなければならない。つまり 50.1%であれば綿衣料品とみなされる。この率であれば、例6) は米国内および米国外の両方で COTTON USA マークの対象となる。



**COTTON USA™**  
THE COTTON THE WORLD TRUSTS

## スタート



※ 50%超とは、50%より多いという意味で、50%は含まれない。